

## 報告第 6 号

議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償に係る和解）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により、これを本会議に報告する。

令和 5 年 8 月 9 日

三朝町長 松 浦 弘 幸

## 専決第 5 号

専決処分書

次のとおり法律上町の義務に属する交通事故による損害賠償について和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 7 月 19 日

三朝町長 松 浦 弘 幸

### 1 和解の相手方

倉吉警察署

### 2 和解の要旨

町は、相手方が管理する道路施設等において、交通事故に起因する次の損傷物の原状復旧をするものとする。

#### （1）損傷物

規制標識柱 1 基

#### （2）場所等

町道穴鴨本線 三朝町大字穴鴨地内

#### （3）復旧費用 46,200 円

### 3 交通事故の概要

(1) 交通事故の発生年月日

令和5年6月21日

(2) 交通事故の発生場所

三朝町大字穴鴨

(3) 交通事故の状況

町の職員が、公務のため公用車を運転中、相手方の管理する規制標識柱に接触し、当該規制標識柱が破損したものである。